

# 客引き行為等の防止に関する街頭啓発 キャンペーンを行います！

四日市市では、平成28年7月1日に「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、公共の場所において市民等に著しく不安を与え、迷惑をかける客引き行為等の防止に努めています。

条例施行から8年が経過するこの機に、条例のさらなる周知を図り、安全安心なまちづくりに寄与するため、令和6年6月26日に地域住民の皆さん、四日市南警察署と市が合同で街頭啓発キャンペーンを実施します。

日時：6月26日（水）午後6時から午後6時30分頃まで

集合場所：諏訪公園南入口付近

内容：条例における禁止区域内において、来街者などにチラシ等を配布しながら、客引き行為等の防止（しない・させない・利用しない）を呼び掛けます。



【問い合わせ先】  
四日市市役所 市民協働安全課  
TEL：059-354-8179